

【イギリス】2021年内密の人的情報源（犯罪行為）法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 上綱 秀治

* 2021年3月1日、エージェント等の内密の人的情報源が、その任務を達成するために犯罪行為に関与することを許可する法律が制定された。

1 背景

イギリスにおけるテロリズム等の重大犯罪を防止するための主な法律として、通信の傍受・監視等の調査権限に関して規定する2000年調査権限規制法¹及び調査に必要なデータの保全に関して規定する2016年調査権限法²が挙げられる。

2000年調査権限規制法の第2章には、エージェント等の内密の人的情報源（Covert Human Intelligence Sources: CHIS）³に関する規定がある。政府は、CHISはテロリズム等の多くの重大犯罪を防止し、被害者を保護する上で重要であり、CHISを使用する上で、犯罪行為への関与は不可欠かつ不可避である⁴としている。CHISの活動に関する訴訟では、調査権限審判所（Investigatory Powers Tribunal）⁵が、3対2の賛成多数で、保安局（MI5）の情報提供者に関する方針は合法であるとの結論を出していた⁶が、閣僚は、将来の異議申立ての結果を懸念していた⁷。2021年3月1日、関連法の改正により、CHISが活動を行う過程で犯罪行為に関与することを許可する2021年内密の人的情報源（犯罪行為）法⁸が制定された。

2 制定法の概要

この法律は、全10か条及び附則2部16か条から成り、2000年調査権限規制法、2016年調査権限法等を改正する。主な内容は次のとおりである。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年7月7日である。

¹ Regulation of Investigatory Powers Act 2000 c.23. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/23/contents>> 通信の傍受、通信データの取得、居住用敷地・私用車両への立入り監視、通信システム管理の過程における内密の監視、エージェント、密告者、諜報員等の内密の人的情報源の使用、暗号化資料へのアクセスについて規定する。解説及び翻訳は次を参照。横山潔「イギリス「調査権限規制法」の成立」『外国の立法』No.214, 2002.11, p.47. <https://dl.n.dl.go.jp/view/download/digidepo_1000526_po_21402.pdf?contentNo=1>

² Investigatory Powers Act 2016 c.25. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/25/contents>> 通信事業者に国内の個人の通信・閲覧履歴の保存を義務付け、捜査協力要請に応じて公的機関へのデータの引渡しを可能とする。田村祐子「【イギリス】2016年捜査権限法」『外国の立法』No.270-2, 2017.2, p.30. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidipo_10303188_po_02700213.pdf?contentNo=1>

³ 次のいずれかに該当する者をいう。①②又は③に該当するある事項を容易にする内密の目的のために、人との人的関係又はその他の関係を設定又は維持したとき、②情報を取得するため、又は情報へのアクセスを他人に提供するために、当該関係を内密に利用したとき、③当該関係の利用によって、又は当該関係の存在の結果として取得した情報を内密に開示したとき。横山 前掲注(1), p.78.

⁴ Home Office, “Covert Human Intelligence Sources Bill Factsheet (accessible version),” 11 January 2021, GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/covert-human-intelligence-sources-draft-code-of-practice/covert-human-intelligence-sources-bill-factsheet-accessible-version>>

⁵ 調査権限審判所は、情報機関等の行為に対する訴えを管轄する、政府から独立した司法機関。

⁶ Investigatory Powers Tribunal 20 December 2019 Judgment (Nos. IPT/17/86/CH & IPT 17/87/CH). <<https://www.judiciary.uk/wp-content/uploads/2019/12/Privacy-International-Ors-IPT-17-86-87-CH.pdf>>

⁷ “MI5 policy allowing agents to commit crimes was legal, say judges,” Guardian, 9 Mar 2021. <<https://www.theguardian.com/uk-news/2021/mar/09/mi5-policy-agents-take-part-crimes-lawful-appeal-court-judges>>

⁸ Covert Human Intelligence Sources (Criminal Conduct) Act 2021 c.4. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/4/contents>>

(1) 犯罪行為の許可の要件

CHIS の使用許可の権限を有する者は、①国家安全保障、②犯罪の防止若しくは検知、又は混乱防止、③イギリスの経済的幸福を理由とする場合に、犯罪行為を許可する権限を有すると規定する。ただし、許可される行為が目的の達成に見合っており、他の方法によって合理的に達成できるか否かを考慮しなければならない等の条件も規定する。ここでいう「犯罪行為の許可」とは、CHIS の行為の過程等において犯罪行為を行うための許可をいい、CHIS が、犯罪行為の許可により指定された行為を、指定された目的のために実行する場合等に認められる(第1条)。また、CHIS が18歳未満(少年)又は成人弱者⁹である場合の追加要件として、前者に関しては、リスク評価の実施、CHIS に対する危害が予見されないこと、CHIS の最善の利益の保護・促進の必要性との両立、CHIS との会合に関する取決め¹⁰を(第2条)、後者に関しては、リスク評価の実施、危害のリスクに関する十分な説明及びCHIS による理解、CHIS の最善の利益の保護・促進の必要性に関する考慮を規定する(第3条)。

(2) 犯罪行為を許可できる権限を持つ機関及び被害補償

CHIS の犯罪行為を許可できる機関を、警察等、情報機関、軍隊、歳入関税局、政府機関の一部、その他の機関¹¹と規定し(第4条)、CHIS の使用と行為を許可できる機関よりも限定している¹²。許可された犯罪行為に関しては犯罪被害補償は無効であると規定する(第5条)。

(3) 司法委員への通知及び調査権限委員による監視

犯罪行為の許可を与える権限を有する者は、犯罪行為の許可又は取消しを行う場合、当該許可又は取消しを行った日の翌日から起算して7日間以内に司法委員(Judicial Commissioners)¹³に書面で通知しなければならない(第6条)。また、犯罪の許可を付与又は更新する権限の行使を審査する権限を調査権限委員(Investigatory Powers Commissioner)¹⁴に与える(第7条)。

(4) 派生規定

派生規定として、附則の第1部では上記(1)～(3)以外の2000年調査権限規制法の改正点を、第2部では2002年警察改革法、2005年賭博法、2007年重大犯罪法、2013年犯罪及び裁判所法、2020年コロナウイルス法の改正点を記載している(第8条及び附則)。

(5) 施行日及び経過・留保規定

第9条及び第10条は、この法律の制定日に施行される。その他の規定は、施行日を指定し、経過又は留保規定を設定するための委任立法¹⁵の制定権限を国務大臣に与える(第9条)。

(6) 適用範囲

この法律は、イングランド及びウェールズ、スコットランド、北アイルランドに適用される(第10条)。

⁹ 精神障害若しくは脆弱(ぜいじゃく)性又は障害、年齢、疾病により、介護が必要な又は重大な危害や搾取から自身を守ることができない(可能性を含む)18歳以上の者(本法第2条)。

¹⁰ 許可に関連する全会合に、適切な成人(親、後見人等)の出席を保証する責任者を置くことに関する取決め(本法第2条)。

¹¹ 競争・市場庁、環境庁、金融行為規制機構、食品基準庁、賭博委員会と定義される(本法第4条)。

¹² Home Office, *op.cit.*(4)

¹³ 司法委員は、現役又は退職した上級司法官で構成。公的機関による調査権限の使用申請に対して承認を与える。

¹⁴ 調査権限委員は、司法委員のサポートを受けて、公的機関による調査権限の使用を審査する。

¹⁵ 2021年5月19日に制定された委任立法により、第1条から第8条まで及び附則の施行日は、情報機関が与える犯罪行為の許可の適用は同年8月10日、警察隊が与える犯罪行為の許可の適用は同年9月15日、その他の全ての適用は同年9月30日と規定された。Covert Human Intelligence Sources (Criminal Conduct) Act 2021 (Commencement and Transitional Provisions) Regulations 2021 No.605. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2021/605/contents/made>>